

青森市民美術展示館条例（平成十七年条例第百五十四号）新旧対照表

改正後						改正前					
第一条・第二条（略） （名称及び位置） 第三条 市民美術展示館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 青森市民美術展示館 青森市柳川一丁目一番五号						第一条・第二条（略） （名称及び位置） 第三条 市民美術展示館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 青森市民美術展示館 青森市新町二丁目七番一号					
第四条～第十九条（略） 別表（第七条、第十五条関係）						第四条～第十九条（略） 別表（第七条、第十五条関係）					
室名	面積	使用料（一日につき）				室名	面積	使用料（一日につき）			
		展示品を販売しない場合		展示品を販売する場合				展示品を販売しない場合		展示品を販売する場合	
		観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合	観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合			観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合	観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合
ギャラリー一	五八・三七平方メートル	二、四 五〇円	三、二 〇〇円	六、四 一〇円	八、〇 三〇円	一階展示室	一五四・八平方メートル	四、四 五〇円	五、八 五〇円	一一、 七〇〇円	一四、 六三〇円
ギャラリー二	九七・一八平方メートル	四、〇 八〇円	五、三 四〇円	一〇、 六八〇円	一三、 三八〇円	二階展示室	二四一・五六平方メートル	五、八 五〇円	八、七 八〇円	一七、 五六〇円	二二、 〇〇〇円
ギャラリー三	八八・四一平方メートル	三、七 二〇円	四、八 七〇円	九、七 四〇円	一二、 二〇〇円	三階展示室	二四一・五六平方メートル	五、八 五〇円	八、七 八〇円	一七、 五六〇円	二二、 〇〇〇円
ギャラリー四	五一・八七平方メートル	二、一 八〇円	二、八 五〇円	五、七 一〇円	七、一 五〇円	四階展示室	二四一・五六平方メートル	五、八 五〇円	八、七 八〇円	一七、 五六〇円	二二、 〇〇〇円
シェアスペース	四六・七〇平方メートル	一、九 六〇円	二、五 六〇円	五、一 三〇円	六、四 二〇円	全館	八七九・四八平方メートル	二一、 九八〇	三二、 一九〇	六四、 三八〇	八〇、 六三〇

改正後					改正前				
(全てのル ギャラリー 一と一括 使用する 場合に限 る。)					ル	円	円	円	円
<p>備考</p> <p>1 展示品を販売する場合であって、教育委員会規則で定める慈善活動のために行われるときの使用料の額は、展示品を販売しない場合の使用料の額とする。</p> <p>2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。</p> <p>3 附属設備及び備品類の使用料は、教育委員会規則で定める単位ごとに、一附属設備又は一備品類につき七千九百七十円以内で教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>4 附属設備以外の電気器具その他機械器具を使用したときは、電気料等の実費を徴収する。</p>					<p>備考</p> <p>____展示品を販売する場合であって、教育委員会規則で定める慈善活動のために行われるときの使用料の額は、展示品を販売しない場合の使用料の額とする。</p>				